

## 令和 6 年度ふじのくに障害者芸術ポータルサイト「ふぁいんだー」 コンテンツ拡充等業務仕様書

### 1 業務の名称

令和 6 年度ふじのくに障害者芸術ポータルサイト「ふぁいんだー」コンテンツ拡充等業務

### 2 目的

令和 4 年度に開設したふじのくに障害者芸術ポータルサイト「ふぁいんだー」のコンテンツを充実し、アクセス数の増加に結びつける。また、障害のある人の文化芸術に触れる場や発表の場を創出するとともに、障害のある人、支援者を含めた県民が何度も訪問したいと感じるポータルサイトを運用する。

### 3 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### 4 委託業務と契約限度額

2,000 千円（税込み）

### 5 業務内容

本業務においては、「静岡県公式ホームページの手引き（資料 1）」、「静岡県アクセシビリティガイドライン（資料 2）」及び「ホームページ作成のための視覚情報のユニバーサルデザインガイドブック（資料 3）」に準拠し行うこと。

#### (1) 保守管理業務

- ・ふじのくに障害者芸術ポータルサイト「ふぁいんだー」(<https://findart.jp>) の保守管理を継続して行うこと。
- ・サイトに係る SSL の保守管理を継続して行うこと。
- ・サイト運営に必要なサーバは受託者において確保すること。
- ・ウェブサイトの閲覧等に障害が発生した場合、原因の特定および復旧を行うこと。
- ・ウェブサイトおよびサーバー等のセキュリティに関わる情報の収集や、ソフトウェアのアップデート等を通じ、セキュリティ事案の発生の防止に努めること。

#### (2) 運用業務

- ・CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）は WordPress の利用を継続すること。
- ・更新業務は県及び受託者、まちじゅうアート事業受託者、静岡県障害者文化芸術活動支援センター「みらーと」（以下、「みらーと」という。）、静岡県障害者芸術祭企画・運営事業業務受託者等で行うことを予定しており、複数者での更新作業においても安全性が担保されるようセキュリティ対策を実施すること。
- ・現状のコンテンツは最新情報を掲載するとともに、閲覧者に定期的に訪問してもらうよう、「ふぁいんだー美術館」、「登録作家情報」、「識者によるおすすめ作品」掲載数を定期的に増加することとし、更新の目標値を設定すること。
- ・高齢者や障害者も含めた誰もが情報を容易に取得できるよう配慮すること。すべてのコンテンツは、「JIS X 8341-3:2016」に準拠し、Web サイト全体が、最低限「等級 A」の達成基準を満たし、可能な限り「等級 AA」及び「等級 AAA」の達成基準を満たすこと。アクセシビリティの評価については、総務省より配布された「みんなのアクセシビリティ評価ツール（miChecker）」を用いた試験を行うこと。
- ・Web サイトを最適化するため、適切な SEO・LPO 対策（検索エンジン最適化）を行うこと。
- ・海外の閲覧者に向け、翻訳ツールを埋め込んだページとすること。
- ・ウェブサイトのアクセス統計情報に基づく分析レポートを定期的に作成し、提供すること。

### (3) コンテンツの拡充業務

#### ア 魅力あるコンテンツ制作に向けた情報収集・活用

四半期ごとのアクセス統計情報に基づき、ウェブサイトの運営に関わる提案等を行うこと。また、ほかの障害者芸術関連サイトで魅力あるサイト情報を収集し、本サイトでの活用を検討すること。

#### イ 掲載情報の収集

県内の障害者芸術に関わるイベントや、セミナーなどの情報をできる限り掲載するよう、情報収集の方法を確立すること。

#### ウ SNSの活用

SNS等を活用し、積極的に本サイトを周知する広報を行うこと。

#### エ 多様な表現活動の紹介

多様な表現活動の発表の場を本サイト内に創出すること。

#### オ 独自提案

以下の目的に沿って、ポータルサイトならではのコンテンツの制作を実施すること。

- ・ポータルサイトのアクセス数増加、新規ユーザー獲得
- ・障害者芸術の認知度向上、普及促進

### 6 まちじゅうアート及び「みらーと」との協働

障害のある人の作品を企業等へ貸し付け、貸付金額の一部を作者に還元する、「まちじゅうアート」事業と協働すること。（まちじゅうアート作品の掲載やまちじゅうアート利用企業の紹介等）

「みらーと」では、県内障害者芸術の情報集約、発信に取り組んでいることから、サイト運営にあたり協働すること。（イベント情報の掲載や新たな作家情報等）

協働に伴う再委託手続きは受託者が行うとともに委託者に報告すること。

### 7 情報セキュリティ

個人情報を取り扱う業務においては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。主な内容は以下のとおり。

- ・受注者は、本業務より知りえたすべての情報について、本業務中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- ・業務遂行のために県が提供した資料、データ等は業務以外の目的に使用しないこと。
- ・業務遂行において個人情報等を取り扱う場合については、個人の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

### 8 事業の実施状況の報告

以下の項目について、四半期ごとに県に報告をすること。なお、期末翌月の15日までに報告を行い、第4四半期については、3月15日までの状況を年度末までに報告すること。

- ・ウェブサイトのアクセス解析結果
- ・上記結果から導き出されるサイトの分析結果、改善策
- ・広報実績
- ・サイトの問い合わせ対応実績
- ・5(3)コンテンツ拡充業務の実績
- ・その他対応記録等

### 9 その他

- (1) 本事業は、県の委託事業として行うため、本事業で制作された成果物及び著作権等は原則として県に帰属するものとし、その詳細については県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。
- (2) 受託者は、プロジェクトマネージャーを定め、各工程において、適切なプロジェクトマネジメントを実行すること。

- (3) 委託業務の遂行に当たり、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。
- (4) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (5) 本業務を執行する上で関連して必要となる本仕様書に記載されていない事項は、委託者及び受託者の協議により決定する。また、契約履行上不明な点があった場合は、県の指示に従うものとする。
- (6) 委託費により取得した動産（取得価格が1品100,000円以上のもの及びパーソナルコンピュータ）がある場合については、事業終了後、県に引き渡すものとする。